

砂川市規則第13号

令和7年4月1日

砂川市職員諸給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市職員諸給与条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市職員諸給与条例施行規則（昭和35年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条」を「第42条」に改める。

第29条の2の次に次の2条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第29条の2の2 条例第38条の2第3項に規定する規則で定める勤務は、同条第1項に規定する勤務1回につき、当該勤務に従事した時間が6時間を超える勤務とする。

2 条例第38条の2第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる管理職員（条例第38条第1項に規定する地位にある職員をいう。以下同じ。）の別表第5に定める管理職手当表に定める支給区分（次項において「手当支給区分」という。）に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1級 10,000円
- (2) 2級 8,500円
- (3) 3級 7,000円

3 条例第38条の2第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる管理職員の手当支給区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1級 5,000円
- (2) 2級 4,300円
- (3) 3級 3,500円

4 条例第38条の2第1項に規定する勤務をした後、引き続いて同条第2項に規定する勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

（管理職員特別勤務実績簿）

第29条の2の3 市長は、管理職員特別勤務実績簿（別記第8号様式）（当該実績簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を作成し、これを保管しなければならない。

本則に次の1条を加える。

（その他）

第30条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第4（第3条関係）を次のように改める。

経験年数換算表

職員として在職した以外の期間	換算率	摘要
公務員、公共企業体職員としての期間	10割以下	

民間経歴	同種とみなされるもの	10割以下	
	同種とみなされないもの	10割以下	
その他の期間	労働系統職員	10割以下	
	その他の職員	10割以下	

別表第8（第8条関係）及び別表第9（第9条関係）を次のように改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。